

第1回 横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会（追加開催） 議事録	
日 時	令和7年2月26日（木） 午前10時から11時まで
開催場所	戸塚区役所9階特別会議室
出席者	<p><b>【選定委員会委員】</b></p> <p>委員長 西尾 敦史（愛知東邦大学 人間健康学部 人間健康学科 教授）  委員 落合 清子（戸塚区保健活動推進委員会 会長）  木村 サチ子（踊場地区民生委員児童委員協議会 元会長）  中嶋 伴子（とつか区民活動センター センター長）  中瀬 明德（東戸塚地域活動ホームひかり 施設長）  本庄 里実（東京地方税理士会戸塚支部 会員）</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>戸塚区福祉保健センター長 内田 沢子  戸塚区福祉保健センター担当部長 緑川 斉  戸塚区福祉保健課長 佐藤 修一  戸塚区高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長 剣持 宏樹  戸塚区福祉保健課事業企画担当係長 平野 亜由子  戸塚区福祉保健課事業企画担当 前原 淳史、秦 杏介</p>
欠席者	委員 福本 雅美（戸塚区地域子育て支援拠点とつとの芽 施設長）
開催形態	一部非公開（指定管理者選定スケジュール、公募要項等、評価基準及び審査方法について非公開）（傍聴者なし）
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について</li> <li>2 委員長職務代理者の選任について</li> <li>3 選定対象の地域ケアプラザの概要について</li> <li>4 委員会の公開・非公開について</li> <li>5 指定管理者選定スケジュールについて</li> <li>6 公募要項等について</li> <li>7 評価基準及び審査方法等について</li> </ol>
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長職務代理者に中嶋委員を指名。</li> <li>2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。  第1回 指定管理者選定スケジュール、公募要項、評価基準及び審査方法等  第2回 応募団体の面接審査（当該施設の他の応募団体を除き公開）、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び次点候補者の選定、講評</li> <li>3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。</li> <li>4 公募要項等について、事務局案のとおり決定。</li> <li>5 評価基準、採点方法及び審査方法等について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、期間の余裕に配慮し、各委員において書類審査を行うことを決定した。</li> </ol>

議 事	<p><b><u>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について</u></b> 事務局から指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項、会議録の公表について説明。</p> <p><b><u>2 委員長職務代理者の選任について</u></b> 横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、西尾委員長が職務代理者に中嶋委員を指名。</p> <p><b><u>3 選定対象の地域ケアプラザの概要について</u></b> (事務局) ・地域ケアプラザの機能及び実施事業 ・横浜市戸塚区地域ケアプラザの概要について説明。</p> <p><b><u>4 委員会の公開・非公開について</u></b> (事務局) 公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。 【第1回選定委員会】 ・指定管理者選定スケジュールについて ・公募要項等について ・評価基準及び審査方法について 【第2回選定委員会】 ・応募団体の面接審査 ・指定候補者及び次点候補者の選定、講評 ※なお、応募団体の面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）は、当該施設の他の応募団体を除き公開。 (委員長) 特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。 (委員) 異議なし。 (事務局) 非公開に関する決定があったため、資料7以降の資料を用いた審議は非公開とする。</p> <p><b><u>5 指定管理者選定スケジュールについて</u></b> (事務局)</p>
--------	---

資料7のとおり事務局案を説明。なお応募がなければ再公募を行うことを説明。  
(委員長)

意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、公募及び選定を行うと  
いうことでよろしいか。

(委員)

異議なし。

## **6 公募要項等について**

(事務局)

資料8-1、8-2および資料9で上矢部地域ケアプラザに対応した公募要項  
その他応募に関する関係書類案の記載内容について説明。

(委員)

施設の諸室の使用区分は明確に分かれているのか。

(事務局)

合築施設と地域ケアプラザで共有している部分については、今後使用区分を調  
整していく。

(委員)

建物自体は横浜市の持ち物なのか。

(事務局)

1階は横浜市と、社会福祉法人であいがそれぞれ専有している部分と、共有し  
ている部分がある。また2階以上は社会福祉法人であい、上矢部地区センターと  
して横浜市が、それぞれ専有している。

(委員)

応募する側には、合築であること、所有区分が分かれていることをきちんと説  
明しているのか。

(事務局)

公募要項(施設別資料) p21に「地域ケアプラザの面積持分、管理区分等」と  
して面積の区分割合等を、p4～6の図面で現在の使用区分を示している。また  
p7にて「合築施設としての留意点」を記載することで、応募する側にも上記内  
容が理解できるようにしている。この点については、新たに指定管理者となる団  
体にも丁寧に説明し、調整していく。

(委員)

上矢部地区センターは、であいと地域ケアプラザの現運営団体とは別の指定管  
理者が運営しているのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

横浜市の中で、指定管理者として地域ケアプラザを運営していた団体が応募し

なかったケースはあるのか。またなぜ現運営団体は今回応募しなかったのか。

(事務局)

過去にもそういうケースはあり、今回の一斉選定においても現運営団体が応募しなかった区が当区以外にもあると聞いている。

応募しなかった理由として、一般論として考えられるのは、コロナ禍以降のデイサービスの収支悪化、福祉人材の確保の難しさなど。

(委員)

人材の確保が理由だとすると、また5年後の一斉選定においても、同じように「応募をしない」団体が出てくる可能性がある。それを防ぐためにも、地域ケアプラザの人員配置等の見直しを考えていかななくてはならない時期に来ているのではないか。

(事務局)

全国的な課題でもあるので、横浜市として、業務のあり方等の検討をしていかななくてはならないと認識している。この点については、今後も局と区が連携して取り組んでいく。

(委員長)

公募要項及び応募書類を事務局案のとおりの内容で公募を行うということで、よろしいか。

(委員)

異議なし。

## 7 評価基準及び審査方法等について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

### ○評価基準

- ・資料8-1 公募要項p20以降に記載のとおり項目とする。

### ○評価方法

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目1～6は5段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目8(1)は-10～10点の範囲内で5段階評価を行い、(2)は「0点」又は「-5点」の2段階評価とする。
- ・財務状況の評価は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者が評価したものを選定委員会としての評価とする。

### ○採点方法

- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員の仮採点及びその理由等の相互確認による協議を行い、その結果を踏まえて本採点する。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、1団体35分程度(応募団体

によるプレゼンテーション 15 分、委員による質疑応答 10 分、財務状況等の説明 5 分、採点記入 5 分) とし、応募団体数に応じて変更する。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が 1 団体の場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、本選定委員会の構成人数が 8 人のため、第 2 回選定委員会の採点形式については次の前提で取り扱うこととする。

【第 2 回選定委員会の出席委員数が 6 人以上の場合】

○採点形式について

- ・最低制限基準は、合築ありの施設の場合、評価項目 7 及び 8 を除く評価基準項目の合計点 (満点 305 点) に、第 2 回選定委員会出席委員数から 2 人除いた委員数を乗じて算出した点数の 60% とする。合築なしの施設の場合、評価項目 7 及び 8 を除く評価基準項目の合計点 (満点 295 点) に、第 2 回選定委員会出席委員数から 2 人除いた委員数を乗じて算出した点数の 60% とする。
- ・なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第 2 回選定委員会出席委員のうち、評価項目 7 及び 8 を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目 7 及び 8 を除いた採点を合計した点数で比較することとする。

○得点について

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第 2 回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。

○指定候補者等の選定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

同点 1 位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定候補者を選定する。

① 委員長を含む全員で再度同点者の採点を行う

② それでもなお同点の場合は、委員長による判断で選定する。

(委員長)

評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

資 料  特 記 事 項	<p><b>1 資料</b></p> <p>1 【資料1】 委員名簿</p> <p>2 【資料2】 横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）</p> <p>3 【資料3】 横浜市戸塚区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>4 【資料4】 横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>5 【資料5】 戸塚区内地域ケアプラザ一覧</p> <p>6 【資料6】 会議の公開・非公開の考え（案）</p> <p>7 【資料7】 公募及び選定スケジュール（案）</p> <p>8 【資料8－1】 横浜市地域ケアプラザ指定管理者公募要項〔共通事項〕（案）</p> <p>9 【資料8－2】 横浜市地域ケアプラザ指定管理者公募要項〔施設別資料〕（案）上矢部 CP 分</p> <p>10 【資料9】 横浜市地域ケアプラザ指定管理者の応募書類作成及び提出方法〔施設別資料〕（案）上矢部 CP 分</p> <p>11 【資料10－1、2】 評価基準項目等について（案）</p> <p>12 【資料11】 採点例（合築有）</p> <p>13 【参考】 わたしたちの地域ケアプラザ（パンフレット）</p>
	<p><b>2 特記事項</b></p> <p>第2回選定委員会は、別途日程調整を図っているため、取りまとまったのちに開催日程を後日連絡する。</p>